

平成 30 年第 11 回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

平成 30 年 11 月 14 日（水）午後 2 時 2 分

2 閉会日時

平成 30 年 11 月 14 日（水）午後 2 時 55 分

3 会議開催の場所

教育研修センター 5 階 大研修室

4 出席者

- (1) 教 育 長 成 田 一 二 三
- (2) 教育長職務代理者 佐 藤 克 則
- (3) 委 員 石 澤 千 鶴 子
- (4) 委 員 斎 藤 誠 子
- (5) 委 員 池 田 享 誉

5 事務局出席職員

- (1) 教 育 部 長 工 藤 裕 司
- (2) 理事教育次長事務取扱 佐々木 淳
- (3) 浪岡教育事務所長 山 内 秀 範
- (4) 参事総務課長事務取扱 奥 崎 文 昭
- (5) 参事文化財課長事務取扱 葛 西 俊 一
- (6) 参事学校給食課長事務取扱 佐々木 祐 子
- (7) 文化学習活動推進課長 奥 崎 和 彦
- (8) 中央市民センター館長 渡 邊 薫
- (9) 市 民 図 書 館 長 伊 藤 慶 尚
- (10) 学 務 課 長 作 間 和 博
- (11) 指 導 課 長 須 藤 隆 文
- (12) 浪岡教育事務所教育課長 兼 平 慶 治

6 会議に付議された案件

- (1) 議案（議案第 42 号から議案第 45 号までの計 4 件は非公開）

議案第 42 号 平成 30 年度一般会計補正予算について（教育委員会事務局総務課）

議案第 43 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）

（中央市民センター）

議案第 44 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡細野山の家）

議案第 45 号 公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）

（教育課）

- (2) 報告

①寄附採納について

（教育委員会事務局総務課）

②小・中学校のブロック塀の安全点検結果について

（教育委員会事務局総務課）

- ③学校施設環境改善交付金の国庫への返還について (教育委員会事務局総務課)
- ④平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について (指導課)
- ⑤青森市海外交流事業について (教育課)

7 会議録署名委員

- (1) 石 澤 千鶴子
- (2) 齋 藤 誠 子

8 会議の概要

午後 2 時 2 分に教育長が開会を宣言する。会期を 1 日とし、会議録署名委員を前項 7 のとおり指名する。

初めに、議案第 42 号から議案第 45 号までの計 4 件は平成 30 年第 4 回青森市議会定例会に提出する案件であることから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項ただし書きの規定に基づき、非公開の会議とし、報告事項及びその他が終了した後に審議することとした。

次に、5 件の事案を報告し、その後、非公開の会議とした議案第 42 号から議案第 45 号までを審議し、いずれの議案も原案のとおり決定し閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○成田教育長

それでは、議事に入ります。

本日の議案である議案第 42 号「平成 30 年度一般会計補正予算について」から議案第 45 号「公の施設の指定管理者の指定について」までの計 4 件は、来る平成 30 年第 4 回青森市議会定例会に提出する案件となっておりますことから、青森市教育委員会会議規則第 13 条第 1 項のただし書きの規定に基づき、非公開の会議としたいと思いますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○成田教育長

御異議がないようですので、本日の議案第 42 号から議案第 45 号までの計 4 件については非公開の会議とし、報告事項及びその他が終了した後に審議することとします。

(2) 報告

○成田教育長

それでは、報告事項に入ります。

今回の報告事項は 5 件となっております。

初めに、報告 1 「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の資料「寄附採納一覧（平成 30 年 10 月 1 日～10 月 31 日）」をごらんください。

小学校の寄附採納につきましては、青森市立新城中央小学校父母と教師の会様ほか 8 団体から耕耘機などの寄贈申し出があり、中学校の寄附採納につきましては、青森市立古川中学校同窓会様からプロジェクター及び電動スクリーンの寄贈申し出があり、小・中学校

の寄附採納につきましては、近藤信義様から図書の寄贈申し出があり、受領いたしました。

また、小・中学校以外の寄附採納につきましては、小牧野遺跡保護施設に対し、青森まほろばライオンズクラブ様から玄関マット及びテーブル、椅子の寄贈申し出があり、受領いたしました。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○石澤委員

No. 4の浜田小学校とNo. 10の泉川小学校、長島小学校のほうにiPadなど電子機器の寄贈があったんですけれども、これは、今後授業で使われる予定などといった計画はあるのでしょうか。

また、そうなった場合に、市内の小学校などでどういった形で活用していくのか教えてください。

○指導課長

例えば、iPad等を寄贈された浜田小学校においては、グループで1台のiPadを見合って情報を検索したり、前の時間の学習内容を確認したりするなどといった形で既に実際の授業に活用しております。

今後、各学校におきましては、タブレット端末等の活用も図りながら、授業の充実を図っていくこととしております。

○石澤委員

このような寄贈があった学校は情報検索など授業で使っていますが、寄贈がない学校については何か考えはありますか。

○指導課長

全ての小・中学校においてはパソコンルームがありますので、インターネットを使っての情報検索については、それを活用することができます。

また、先ほど申し上げましたiPadの活用についても、教室でインターネットを使って検索するというよりは、そのタブレット端末に情報を入れておき、それを振り返るといった意味合いで情報検索と申し上げたものであり、タブレット端末を持っている学校についても、インターネットを使っての情報検索についてはパソコンルームを活用することになっております。

○成田教育長

そのほか委員の皆さん、御意見、御質問等ありますか。

～ なし ～

○成田教育長

なければ、次に移ります。

報告2「小・中学校のブロック塀の安全点検結果について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

平成30年6月18日に大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省は都道府県を通じ市長村教育委員会に対し、学校施設におけるブロック塀等の安全点検等を実施するよう要請したところであります。

当該安全点検の要請に基づいた本市における小・中学校のブロック塀等の安全点検の結

果について御報告申し上げます。

配付資料をごらんください。

初めに、ブロック塀の安全点検の概要についてであります。文部科学省が示した点検内容は、建築基準法の規定によるブロック塀等の耐震対策や劣化・損傷等の現状確認となっており、2つの段階に分けられております。

まず、第1段階は外観に基づく点検で、高さや控え壁などを外観から確認するものであり、本市においては平成30年7月6日に終了しており、結果につきましては、平成30年7月17日に開催されました本定例会において御報告しております。

次に、第2段階はブロック内部の点検で、鉄筋やモルタル等の状況を確認するものであり、今回御報告する点検結果は、この内部点検の結果となります。

なお、第2段階の点検は、第1段階の点検と同様にブロック塀等のある全ての学校が必要とされておりますが、実施校が28校から27校に変更となった理由につきましては、第1段階の点検において、破損箇所から内部の状況が確認できた学校1校を除いたことによるものであります。

次に、第2段階安全点検の点検方法についてであります。基本的にブロックを取り外さなければ内部の確認ができないことから、点検方法は、第1段階の点検の不適合箇所を是正するための工事の部分解体を利用した内部点検と、ブロック塀の一部を解体し、内部点検を行い復旧する方法の2つ方法で実施いたしました。

次に、点検結果と対応状況についてであります。不適合箇所があった学校の状況といたしましては、甲田小学校の一部において横方向の鉄筋が不足していたもののほか、千刈小学校の一部において横方向の鉄筋がなかったもの、油川中学校の全部において横方向の鉄筋が不足していたものであり、以上の3校においてブロック塀に不適合箇所がありました。

対策工事についてであります。第1段階の安全点検において、控え壁に関する不適合箇所は8校にありましたが、控え壁が不要となる1.2メートル以下の高さになるよう塀の上の部分を撤去しており、現在5校において対応済みとなっております。なお、残る3校につきましても、速やかに対応を進めてまいります。

また、塀の内部の鉄筋に関する不適合箇所は、第1段階と第2段階の安全点検と合わせ4校にありましたが、既存の塀を撤去し、鉄筋コンクリート造の塀を新設することとしております。こちらは現在、対策工事の設計段階で、今後、関係部局と工事へ向けて協議を進めてまいります。

また、対策工事に着手するまでの期間における安全対策といたしましては、児童・生徒に当該箇所に近づかないよう指導するとともに、当該箇所に危険である旨の張り紙等を掲示し、通行者等にも注意喚起を図っております。

説明は以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告3「学校施設環境改善交付金の国庫への返還について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

学校施設環境改善交付金の国庫への返還について御報告申し上げます。

お手元の資料をごらんください。

経緯についてであります。平成 29 年 4 月に青森県及び県内市町村を対象に行われた文部科学省所管補助金等に係る会計実地検査において、会計検査院から東中学校及び小柳小学校の改築事業に交付された文部科学省所管の学校施設環境改善交付金について交付が過大ではないかとの指摘がありました。

その結果、平成 30 年 11 月 9 日に内閣総理大臣に対して行われた会計検査院による平成 29 年度決算検査報告の中で、青森市を含む北海道及び 9 府県の 9 市町に交付された学校施設環境改善交付金について、補助対象経費が過大に算定されており、交付金が過大に交付されていると報告されたところであります。

次に、会計検査院に指摘された内容について個別に御説明いたします。

まず、東中学校につきましては、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて校舎改築工事及び旧校舎解体工事を実施しており、平成 23 年度から平成 24 年度をⅠ期工事とし、補助対象経費 2 億 8880 万 7000 円に対し、交付金 1 億 8543 万 1000 円の交付を受けていました。

しかし、補助対象経費の算定に当たり、Ⅰ期工事では実施せず、Ⅱ期工事において実施した旧校舎の解体工事の見積額の一部である 4247 万 5000 円をⅠ期工事に加算していたことにより、交付金 2806 万 9000 円が過大に交付されていたとの指摘となっております。

次に、小柳小学校につきましては、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて屋内運動場改築工事及び旧屋内運動場解体工事を実施しており、平成 28 年度をⅡ期工事とし、補助対象経費 2 億 6259 万 8000 円に対し、交付金 1 億 4587 万 2000 円の交付を受けていました。

しかし、解体工事の補助対象経費の算定に当たり、見積額 9848 万 7000 円から契約後の金額に応じて再計算した金額 4106 万 6000 円とすべきところを、見積額のままとしていたことにより、交付金 3189 万 7000 円が過大に交付されていたとの指摘となっております。

両校の工事で過大に交付された交付金は合わせて 5996 万 6000 円となっており、国庫への返還が必要となるものであります。

このような事態が生じた理由といたしましては、青森市教育委員会において、学校施設環境改善交付金の交付要綱等について理解が不十分であったこと、また、補助対象経費の算定について、文部科学省への確認が不足していたものであります。

今後の対策についてであります。会計検査院の指摘を真摯に受けとめるとともに、交付金額の算定に当たり、交付要綱等の正確な理解や文部科学省への確認の徹底を図り、同様の事案が発生することのないよう努めてまいります。

なお、指摘を受けました事案に係る過大に交付を受けた交付金につきましては、国庫への返還に向けた手続を進めてまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告 4 「平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について」事務局から説明をお願いします。

○指導課長

平成 29 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について御報告申し上げます。

本調査は、文部科学省が生徒指導施策推進の参考とするため、毎年度、全国の小・中学校等を対象に、児童生徒の暴力行為・いじめ・不登校等について調査し、公表しているものであります。

先般、10月25日に文部科学省より調査結果の速報値が公表されたことを受け、平成29年度青森市の公立小・中学校の概要について御報告いたします。

配付資料をごらんください。

暴力行為につきましては、対人、器物損壊を合わせた暴力行為の発生件数は、小・中学校全体で169件となっており、平成28年度より108件増加しております。

内訳といたしましては、対教師暴力が2件、生徒間暴力が149件、その他が4件、器物損壊が14件となっております。

生徒間暴力の件数が、昨年度と比較し40件から149件に増加しております。これは、平成28年度までの生徒間暴力の例に示されている、道具を使ってたたいたり、殴ったり、暴行を加えるというものだけではなく、いじめの定義に照らし、児童生徒が苦痛を感じたものについては、平成29年度の調査において計上することとしたためであります。

また、本市の1000人当たりの暴力行為の発生件数は、小学校では、昨年度の0.9件から8.0件に増加しております。このことについては、先ほど申しあげました生徒間暴力行為の増加に伴った結果であると考えております。中学校につきましては、全国・県と比較した場合、ほぼ同じ件数となっております。

次に、いじめについてであります。平成29年度の認知件数は、小・中学校合わせて1380件となっており、平成28年度と比較すると272件減少しております。

また、いじめの解消率について、平成28年度の96.2%に対し、平成29年度は78.6%と低くなっている原因につきましては、平成29年3月14日に最終改定されました、いじめの防止等のための基本的な方針に基づく「いじめが解消した状態の定義」が変更されたことに伴い、いじめの解消には、少なくとも3カ月を目安としていることによるものと捉えています。

配付資料2ページをごらんください。

不登校につきましては、小・中学校合わせて324人となっており、平成28年度より10人の増加となっております。また、不登校児童生徒のうち、平成29年度中に登校できるようになった児童生徒数の割合は、小・中学校合わせて37.3%となっており、平成28年度より1.2ポイント下回っております。

さらに、本市の1000人当たりの不登校児童生徒数につきましては、平成28年度から平成29年度にかけて、小学校の不登校児童数が増加してきておりますことから、教育委員会といたしましては、不登校児童生徒に対する各学校の教育相談の充実のために、スクールカウンセラーや専門的な資格を有するカウンセリングアドバイザーを派遣したり、多様な教育機会を提供している民間団体等との情報交換する場を設定したりするなど、実効的な取り組みを推進してまいります。

今回の結果を踏まえ、教育委員会では、いじめを含む問題行動及び不登校などの生徒指導上の諸課題が改善されるよう、学校・保護者・地域が一体となって取り組む体制の構築に努めてまいります。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○石澤委員

2点ほど質問があります。

まず、暴力行為についてですが、先ほど、道具を使ったりして暴行を加えるものだけでなく、苦痛を感じたものも件数に計上するよう内容が変わったという説明がありましたが、言葉により苦痛を感じるものも含まれるという認識でよろしいでしょうか。小学校のほう

で、生徒間暴力の発生件数が平成 27 年度の 4 件、平成 28 年度の 8 件に比べ、104 件に増加しており、とても驚く件数になっていますので、その辺の具体的な内容もわかれば教えていただきたいと思います。

また、もう 1 点は、いじめの解消率について、解消後 3 カ月を目安としているということですが、それが過ぎれば、もとの数字に戻るということになりませんか。

○指導課長

2 点の御質問にお答えいたします。

まず、1 点目の言葉により苦痛を感じるものも暴力行為に含まれるのかということについてですが、この暴力行為に関しましては、先ほど申し上げましたように、道具を使ってたたいたり、殴ったりという相手に対する接触行為の件数となっており、平成 29 年度からは、軽くぶつかっていった行為などについても、ぶつかられた相手が苦痛とを感じるものであれば、件数として計上しているということになります。したがって、言葉というよりも、軽い接触であっても、生徒間暴力の件数の中に含まれるようになったということになります。

また、2 点目のいじめの解消の目安となる 3 カ月という期間ですが、その期間が過ぎても、いじめを認知した件数が消えるということはありません。

○池田委員

今の石澤委員の質問と関連しますが、中学校における生徒間暴力の件数はふえてはいるものの、小学校ほど劇的にふえていませんが、中学校のほうには、先ほどのような件数の計上に当たっての変更内容を伝えてありますか。

○指導課長

小学校、中学校両方に全て周知しておりますが、結果として、小学校における件数がふえたということになります。

○池田委員

小学校のほうでは劇的にふえたということですが、これは、市内の小学校において満遍なくふえているということなのか、あるいは、あるいは、あるいはいくつかの小学校で非常に多くふえているということなのか、そのあたりはどうですか。

○指導課長

市内 45 校満遍なくふえたということではなく、また、特定の学校の件数が急激にふえたというよりは、変更になった内容での計上の仕方をしっかりと周知した上で、いくつかの学校からの報告を合計したところ、このような結果になったということです。

○池田委員

こういうところをしっかりと把握していくことが恐らく重大なことにつながらないためにも役立つかと思しますので、件数が多くあること自体をよくないとは思わずに、学校のほうで把握に努めるように今後も指導していただければと思います。

あと、先ほどの石澤委員の質問とも同じなのかもしれませんが、いじめの解消率について、いじめの行為がやんでから 3 カ月たたないと解消とはならないということで、解消率が 78.6%にはなっているけれども、時間の経過でこのまま 3 カ月順調に過ぎ去って行って、解消率が過年度と同じように 90%を超えるようになっていくという見通しはありますでしょうか。

○指導課長

年度を越えても、まだ 3 カ月がたっていない部分で 78.6%という数字になっていますが、平成 30 年度については、平成 29 年度の残りの部分も解消しているので、平成 27 年度、28 年度と同じような 90%以上の解消率になっております。

○成田教育長

そのほか、ありますか。

○斎藤委員

不登校についてお伺いします。

「不登校児童生数及び登校できるようになった児童生徒の割合」とありますが、ここでの不登校というのは、学校に行けない子どものことを意味しているのでしょうか。例えば、青森市内であれば教育相談室など、家から外に出て、特別なところに通っているお子さんも何名かいると思いますが、その児童生徒を評価する場合に、家から一度は外に出て、それから学校に行くという2段階の評価というのも大事かと思えます。

これは全国的な基準にのっとった不登校という割合なんでしょうか。

○指導課長

登校できるようになった児童生徒数またはその割合という部分につきましては、学校への登校ということで計上しているものであります。

途中、適応指導教室等の段階を経た児童生徒についても、最終的に登校できるようになったということであれば、そこに計上されるということでありま。

○成田教育長

そのほか、ありますか。

○佐藤委員

同じく不登校に関してですが、小学校から中学校に行くと不登校児童生徒数が約3倍から4倍近くにふえているんですが、この辺はどのように分析しているのでしょうか。

○指導課長

現段階での分析として、小学校と中学校で不登校の人数が随分異なるという部分については、不登校の大きな要因は、友人関係、学業不振、家庭環境等であると捉えており、その1つの学業不振として、勉強が物すごく難しくなっていく中で、なかなかついていけないということが大きく影響しているのではないかと捉えております。

○佐藤委員

自分も元教員であったことから、不登校というのがすごく難しいということはわかっているんですが、一人一人の原因が違うので、個々の対応が必要になります。例えば、平成29年度の不登校児童生徒数324人の子どもたち個々の原因分析や、難しいことだと思いますが、一つ一つに対応策ができていくかなど、学校から何かそういうことをチェックするようなシステムはできているものですか。

○指導課長

各学校のほうからは、その学校が抱えている不登校児童生徒に対しての対応状況について、全て報告してもらっているところでありま。

委員がおっしゃるように、個々それぞれの要因が複雑に絡み合った結果としての学校に来られない状況というような捉え方をしていますので、やはり原則として、個々に応じた支援というのが必要であると考えていますし、これはまた、学校の認識も同じであります。

○佐藤委員

ぜひ、一層強化していただきたいと思えます。これは下手をすると、もっと違うことにも発展しかねないものですから、学校だけが全ての問題ではないとは思いますが、できれば、楽しく学校に登校してくれる子どもたちがこの中からどんどんふえてくれればいいと思えますので、よろしくどうぞ御指導をお願いします。

○成田教育長

私のほうからも今の話に関連して少し述べたいと思えます。

1 つには、不登校の子どもに対する把握や一人一人の対応についてであります。学校訪問として1年間に全部の学校に行っておりますので、その際に、どういう子どもがいて、どういう手だてで対応するかということを確認しております。

もう1つには、最初のほうで御質問がありました、中学校で不登校がふえるということについてであります。確かに10年ぐらい前は、小学校6年生と中学校1年生の不登校の数はかなりの開きがありましたが、最近はその開きが徐々に小さくなっている傾向にあり、そこはやはり、現象としての不登校は中学校であらわれているけれども、その要因は既に小学校の高学年からあるのではないかというような仮説を持って取り組んでおります。そういう意味でも、本市が取り組んでいる小中一貫教育というか、少し早目に中学校の学習スタイルを取り入れてみるというような取り組みをしており、その成果が不登校の減少につながるかどうかということも、今後検証していく必要があるものと考えております。

○成田教育長

そのほか、ありますでしょうか。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、次に、報告5「青森市海外交流事業について」事務局から説明をお願いします。

○教育課長

教育委員会が実施する青森市海外交流事業のうち、平成30年度青森市中学校生徒海外派遣・受入事業について御報告申し上げます。

配付資料1をごらんください。

本事業は、本市とアメリカ合衆国メイン州の中学校生徒が交流学習やホームステイの経験を通じて語学力の向上を図り、互いの文化、歴史、産業等への理解を深めるとともに、親善交流を行うことで国際社会を担う広い視野を持ち、調和のとれた人材の育成を目指すことを目的に実施するものであります。

研修生は、市内の中学1年生及び2年生を対象に、公募により10名を決定しており、その10名が7月31日から8月7日まで行われた受入事業に参加し、ホストファミリーを務めたところであります。

今回は派遣事業として、同研修生10名と引率者3名の計13名を、来年の1月4日から12日までの8泊9日の日程で派遣するものであります。

研修日程の詳細につきましては、配付資料2をごらんください。

派遣事業の主な内容としては、現地の家庭でのホームステイを中心とし、メイン州中学生との交流会のほか、日本文化紹介や授業への参加等の活動を予定しております。

なお、本事業の成果につきましては、生徒の感想などをまとめた報告書を作成し、市内の全小・中学校に配付することとしております。

以上でございます。

○成田教育長

ただいまの事務局の説明に御意見、御質問等はありませんか。

○斎藤委員

去年は、飛行機がキャンセルになったり、いろいろと天候等の事情で予定が変わることもありましたが、スタッフの方が迅速に保護者の皆さんに連絡をとっていただいたことについて、保護者の皆さんから、とても連絡が早いということで感謝の言葉をいただきました。

ことしも昨年のように保護者の皆さんへの連絡など、そのようなことを徹底していただき、無事で安全な海外研修にしていただければと思っております。

よろしくお願いいたします。

○教育課長

委員から御意見がありました海外における安全対策と緊急時の対応につきましては、契約相手方と対応マニュアルを作成しており、それに基づき実施してまいります。

○成田教育長

そのほか委員の皆さんから、御意見、御質問等ありますか。

～ なし ～

(3) その他

○成田教育長

その他、本日の案件以外に教育委員の皆様から何かありましたら、御発言ください。

～ なし ～

○成田教育長

それでは、事務局から何かありますか。

～ なし ～

(4) 議事（非公開の会議）

○成田教育長

なければ、先ほど非公開の会議とした、議案第 42 号から議案第 45 号まで計 4 件の審議に入りたいと思います。

青森市教育委員会会議規則第 13 条第 2 項の規定により、傍聴人及び記者の皆様は退室してください。

～ 傍聴人及び記者退室 ～

(議案第 42 号「平成 30 年度一般会計補正予算について」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 43 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市西部市民センター）」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 44 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡細野山の家）」)

—— 原案のとおり決定 ——

(議案第 45 号「公の施設の指定管理者の指定について（青森市浪岡中央公民館）」)

—— 原案のとおり決定 ——

○成田教育長

これにて本日予定していた議案の審議等は全て終了いたしました。

以上をもちまして、平成 30 年第 11 回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

平成 30 年 11 月 14 日開催の平成 30 年第 11 回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

平成 30 年 12 月 25 日

書記 横内 智 徳

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

平成 30 年 12 月 25 日

署名委員 石 澤 千鶴子

署名委員 斎 藤 誠 子